

日本応用地質学会からのお知らせ

◆緊急事態宣言等の延長を受けた日本応用地質学会の対応

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、4月25日に発出された緊急事態宣言が東京、京都、大阪、兵庫に加え愛知、福岡の6都府県に範囲を拡大し、緊急事態宣言に準じる「まん延防止等重点措置」が、千葉、埼玉、神奈川、愛媛、沖縄に加え、北海道、岐阜、三重の8道県内において適用され、期間も5月31日まで延長されることとなりました。

この状況を受け当面の間、学会としての新型コロナウイルス感染症対策強化を継続するよう、以下の対応をお願いします。また、執務室の換気、マスクの着用、手洗いやアルコール消毒液による手指の消毒、うがい、咳エチケット、3密回避などの基本的な感染症対策を徹底することはもとより、各自治体の発する要請等に十分留意して適切に対応いただくようお願いします。

1. 5月31日までの「緊急事態宣言」が実施される期間は、学会事務局機能を縮小（※）します。
2. 今後も含めて「緊急事態宣言」、「まん延防止等重点措置」が適用された都道府県内においては、措置が解除となるまでの期間は、行事および会合は対面では行わず、WEB会議（メールや電話の併用）にて行うこととします。
3. 「緊急事態宣言」、「まん延防止等重点措置」が実施されていない地域の支部におかれましては、「日本応用地質学会新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（暫定版：2020年12月10日）」に準拠し、5月31日までは密閉、密集、密接の条件下となる行事および会合を実施されないようお願い致します。

以上の対応につきまして会員各位のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

（※）今回の宣言の中に伴う説明において、出勤者数の7割削減が謳われている状況に鑑み、ウィークデーは在宅勤務を基本とし、必要に応じて事務局に出勤することといたします。ただし、事務局の最低限の業務はテレワークにて遂行できるよう実務環境を整えております。

2021年5月7日
一般社団法人日本応用地質学会
会長 長田昌彦